点で、先日の出力調整実験の際、危険をさけるために、家を空けて出かけた人たちの気持は分ってもらえるだろうか。

国の代理人は、さっき、裁判に欠席する者は相手にしないと云ったが、原告は皆、働きながら裁判をやってきている。今日も、ひとりの漁師は、海がないでいたので海に出るため、ここは欠席している。海に出ないと、5万円ほどが入らなくなってしまう。そうした中で、10年間も裁判を続けるのは、ただごとでないということを充分理解してほしい。

矢野　以前に行われたアンケート調査では住民の75％が、原発反対だった。チェルノブイリ事故のあとでは、「いくら反対してももうだめだ」と云っていた人も、「よくやってくれた。俺もやる」と云ってくれるようになっている。今、アンケートをやれば、おそらく、100％が反対と出るだろう。

平井　チェルノブイリ以後の情況を知ってほしい。これまで反対の声が聞かれなかったソ連でも、住民の反対で原発立地がダメになっている。日本でも、総理府の調査でさえ、87％の人たちが「不安だ」との意向を示している。その他の国でも、原発をやめたり、やめる方向に向っているところが増えてきている。

私たちの訴えを十分に調査していただき、裁判所の公正な判断を示すようお願いしたい。

裁判長　時間がきたのでこの辺で。

近藤　まだ発言していないので、次回にやらせてほしい。

裁判長　そうします。

この後、次回を9月16日（金）の午後2時から4時まで、ということをきめ閉廷。

欠陥承知で運転強行

伊方炉と同型の大飯1号炉など4基で、原子炉冷却水の循環にとって心臓ともいえる一次冷却材ポンプで、内部の回転翼をとめているボルトの多数に、相ついでひび割れが見つかり、通産省も、他の同型炉でもボルトを取りかえるよう指示した。

それを受けて、5月18日から定検に入った伊方2号炉では、ボルトを取りかえることを決定した。ところが、2号炉より5年も古く、当然、欠陥ボルトも多いと予想される1号炉は、来年5月の定検時に取りかえる、ということで、2号炉と入れ違いに、5月10日に本格運転を開始してしまった。

この暴挙に、「原発さよなら、えひめネットワーク」は、1号炉即時停止の要求書を、四国電力や県、市などに提出した。

会計報告（88. 6／1〜6／30）

収入	
会　費	20,000
ニュース購読料	73,250
コピー代金	1,890
計	95,140
支出	
ニュース印刷代	27,000
郵送料	27,540
振替手数料	510
資料費	9,180
事務用品費	2,225
最高裁行動援助費	211,940
計	278,395
差引	−183,255
積立金合計	1,374,414

伊方訴訟ニュース

第179号
1988年7月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先〒530 大阪市北区西天満4−9−15 第一神明ビル
藤田法律事務所☎ 06−363−2112 口座大阪3−48780

1 号 炉 訴 訟

原子力の「終りのはじまり」の時代を迎え 最高裁は付託された使命を全うせよ 「上告理由補充書（二）」を提出

伊方1号炉訴訟の上告を受理したまま、何の音沙汰もない最高裁に、6月23日、原告団代表の広野さんと、弁護団を代表した藤田団長以下4名の弁護士さんが訪れた。同日付の上告理由補充書（二）、「終りのはじまり」を提出するためである。

約2年前、チェルノブイリ事故の2ケ月後に、「上告理由補充書」を提出し、同事故によって、松山地裁や高松高裁の判決が、いかに重大な誤りを犯していたかを、すでに明白にしてあった（「訴訟ニュース」第155〜157号参照）。しかし、同事故の輪郭が、ほぼ明らかになった現時点で、多くの事実を引用しながら、原判決のデタラメさを、より明快に指摘し、審理を遅らせている最高裁に速やかな判決を求めるために提出されたのが今回の書面である。

前回には、広野さんは最高裁の建物に立入ることを拒否されたが、今回は弁護団と同行することができた。持参した文書を受取り、面談に応じたのは、高橋調査官（注、裁判官出身）であった。弁護団からの報告では、面談は約30分続けられ、その内容は以下のようなものであったという。

弁護団　法律的な主張は、すでに上告理由書で尽くしているので、今回の補充書は事実

上告理由補充書（二）

主な内容（B5版110頁）

- チェルノブイリ原発事故
- 軽水炉に迫る暴走事故
- チェルノブイリ原発事故による被害
- チェルノブイリ原発事故によって、本件許可処分の違法、原判決が破棄されるべきことが、さらに明らかとなった。
- 原発に続々と起こる事故は、つぎの大事故の危険を警告する。
- チェルノブイリ原発事故が、全世界の原発建設計画に与えた影響と日本

代金　1部2,000円（送料とも）
「訴訟ニュース」読者は半額

面を中心にしてある。上告以来、相当の日時が経過しているのに、いまだに弁論が開かれないのは残念である。原発の危険性は広く社会的に認められるに至っており、いずれ日本でも、反対運動によって原発は廃棄の道を歩くであろうが、われわれとしては、その前に司法の明快な判断が出ることを願っている。

調査官　本件審理の進行状況に、一番関心を持っておられることは分るが、それについては、一切云わないというのが調査官室での申し合せとなっているので了解願いたい。もっとも、本日出された御要望については、裁判官によく伝えたい。

弁護団　裁判官の心証を聞くというのならともかく、今後の手続きがどうなるかについては、当然、知らされるべきである。一切云えないという申し合せは、法的には何の根拠もなく、長時間放置していることのいいわけとして、原告らも納得できないだろう。

弁護団　最高裁は、常々、下級審に対し裁判の迅速化を求めており、本件は上告以来三年も経過しているのに、進行がどうなっているか云わないのは矛盾している。米国の最高裁などは、もっと国民に開かれている。またチェルノブイリ事故の影響は大きく、各国で反原発運動が広がってきていることを受け止めてほしい。

弁護団　本件処分の違法性は、立地審査指針の解決を誤り、非居住区域を７００メートル以内の敷地に限定するという、荒唐無稽さに示されている。スリーマイル島でも１０数キロ、チェルノブイリでは３０キロまでも危険区域になった、というのに。

弁護団　本件は科学技術に関係はしているが、法的判断は何もむつかしいことではない。「災害評価」の不当性だけでも法的判断は容易にでき、その余のことは論ずるまでもない、ということでやれるはず。最高裁は伊方以外の各地の裁判所の判断を待っているように思われる。

弁護団　一般民衆は裁判に絶望しているのが現状である。行政の論理的破綻を明らかにし、原発の安全審査を洗い直してほしい。

広野　自分は田舎者でよく分らないが、これまで必死に運動を続けてきた。弁護士さんから話があった通り、厳格な司法判断を早急に出してほしい。

以上のように、面談は、ほとんど一方的な申し入れに終始したが、調査官は謙虚に耳を傾けていたという。とくに、チェルノブイリ事故と本件審査との関連についての説明には関心を示していた様子。ただ、弁護団の印象では、実質的な審理には、ほとんど手をつけていないか、あるいは、手続問題に焦点を絞り他の争点に関心がないのか、どちらかではないか、とのことである。

なお、広野さんから、弁護団の申し入れに対する同意と感謝とともに、以下の「感想」が寄せられている。

「私は、本件に関しては、すでに上告より三年も経過しているので、最高裁におかれても充分検討されていると思考する。しかし、最高裁が一層悔いなき判決を下すために、念には念を入れて審理されることを切に願って最高裁の門を出た。

私たち原告始め原発反対住民は、長年の斗争の中で、裁判斗争がいかに重要であるかを自覚している。かって国側の代理人であった人が、過去の判決について、事実においては国が負けていた、と云われたとか。私たちの運動に真実があったればこそで、勝利は私たちにある。

使命は未だ終っていないと思いながら迎えた６月２５日、伊方原発より８００メートルの場所に米軍ヘリが墜落。大人も子供も一緒に「原発完全撤去」を叫んでいる。私たちは明日に向って、一層頑張っていくことを誓う。

明日ありと思う心の仇桜
夜半に嵐の吹かぬものかわ」

米軍ヘリ８００メートル地点に激突
住民の不安と訴えが現実に

６月２５日午前１０時すぎ、米軍の大型ヘリコプター（ＣＨ－５３型）が、伊方原発から約８００メートルのミカン山に激突、炎上し、乗員７名全員が死亡した。同機は、視界わずか１０メートルほどという悪天候の中を、岩国基地から沖縄普天満基地に戻る途中であったという。

まさに間一髪で伊方原発への直撃は免れたが、伊方町周辺の住民はもちろん、愛媛県全体に深刻な衝撃を与えた。日頃は、原発擁護の姿勢を取り続けている伊賀知事も、四国電力や科技庁・通産省が事故を軽視しようとしたにもかかわらず、６月２７日、以下の３項目の要求を書き入れた文書を、通産、科技庁、運輸、外務の各大臣と、米軍基地司令に送った。

(1)　原発上空の飛行禁止
(2)　原発付近の飛行制限（低空飛行禁止）
(3)　航空路の〝海図〟ともいうべき航空路誌に、原発を避けて飛行することを明示し、すべての航空機に順守させる。

そして、必要があれば立法化を含めて要請したいと語り、一方四国電力に対しては、航空事故対策について回答を求めたと発表。

伊方原発周辺住民は、もちろん早くから、米軍機や自衛隊機が、伊方原発上空を我がもの顔に飛んでいることに心を痛めてきていた。現に、１９５６年から１９８４年までの２８年間に、米軍機や自衛隊機の墜落ないし不時着陸事故が、１３件も、岩国基地に関連した演習空域で発生している。

２号炉訴訟原告団は、２号炉に対する異議申立ての段階から、航空機墜落の危険があるのに、そのことを安全審査が対象にさえしていない不当性を追及した。これに対して国側は、「付近に飛行場もないし、定期航空路も存在しない。さらに、運輸省航空局も、原子炉施設付近の上空の飛行は、できる限り避けるよう指導しているので、原子炉上空を航空機が飛行することは極めてまれであり、航空機の墜落によって伊方炉に影響が及ぶことは考えられない」と答弁していた。

松山地裁での審理が始まってからも、原告住民側は次のように追及した。

「伊方２号炉の周辺には、松山空港、大分空港、米軍の岩国基地があり、現在の航空機が超スピードの性能を有することからみて、付近に飛行場がないから安全、というのはあたらない。

私達原告住民は、毎日のように、伊方２号炉の上空を、１機あるいは編隊を組んで飛行しているのを目撃している。それにもかかわ

らず被告国側は、この事実を無視し、地元住民に及ぼす影響を考えていない、ということは許されないことである」と（１９８１年８月５日付準備書面、訴訟ニュース第97号参照）。

さらに、１９８４年２月２７日には、海上自衛隊岩国基地所属の対潜飛行艇ＰＳ－３号機が、伊方原発から３０キロたらずの海上に墜落し、乗員１２名が死亡するという事故が発生した。そして、その直後の２号炉訴訟法廷で、原告住民側はさっそくこの事故を取り上げ、伊方炉の設置許可取り消しを強く迫った（１９８４年３月２３日付準備書面、訴訟ニュース第１２９号参照）。

その際、原告住民側が釈明を求めたことに国側は回答したが、その中で、米軍機や自衛隊機の飛行コースについては、これまで一切把握していないことを認めた。しかし同時に「本件原子炉施設及び付近上空は、米軍機および自衛隊機の訓練区域になっていない」と強弁し、安全審査の対象にしなかったことを合理化しようと努めた。今回の激突事故によって、国側の居直りのナンセンスさは実証されたのである。

現行の安全審査では、航空機の墜落や、タービン爆発時の破片落下などによる原子炉格納容器の破壊（ミサイル事故）については、１原子炉あたり１千万年に１回以下の低い確率でしか起こらないことを確かめた上で、想定事故の対象からはずすことにしている（内田秀雄論文、「原子力工業」誌、１９８６年１０月号）。

今回の事故発生後、通産省原子力安全審査課は報道に対し、次のように発表している。原発に航空機が墜落する確率は、航空路の有無、その航空路を飛ぶ定期便の数などを調べ、それに原発の敷地面積や過去における航空機事故の発生確率などを考慮して計算する。伊方原発では、その確率は、５億２千万年に１回となる、と。

この馬鹿げた天文学的数字は、今回の米軍ヘリの激突とともに霧散し、安全審査における「想定不適当事故」の御都合主義が白日の下にさらされたのである。

今回の事故の直後に、伊方発電所長は、墜落地点は約２キロ離れているから、真上を飛んでいたわけではない」と、苦しまぎれに弁明し恥をかいた。さらに四国電力は、「原子炉建屋には厚さ８０センチのコンクリート壁、格納容器には厚さ3.5センチの鉄壁があり、強度的には大丈夫」と強調し、科学技術庁安全局（原子力安全委員会の事務局担当）も、「ヘリが建物を直撃したとしても、原子炉が壊れるようなことは全く考えられない」と、驚くべき見解を示して、四国電力の強弁を補強するという有様であった。

安全審査の対象にさえしていない事故について、こうした強弁を裏付ける根拠は、もちろん、ない。また、「厚さ８０センチのコンクリート壁」というのは、タービンからの飛来物を防ぐために厚みを増やしてある、タービン建屋に面した補助建屋の壁のことであり、格納容器のコンクリート壁は２０センチしかない。さらに、「厚さ3.5センチの鉄壁」も、格納容器の側面だけで、上部のドーム状の部分は、1.9センチしかない。

その上、１号炉では、その薄いドーム部を蔽うコンクリート壁はなく、むき出しである。そのドーム部にヘリが激突すれば、格納容器の破壊は免れないであろう。とくに、伊方炉を含む加圧水型炉では、制御棒の駆動装置は

原子炉上部にむき出しで据えられており、格納容器ドーム部の破壊は、それらの装置の破壊も誘発し、制御棒の急速な抜け出しによる原子炉暴走事故発生の可能性も極めて高い。

今回の激突事故を機に、とくに愛媛県内での、伊方３号炉の増設中止、１，２号炉の撤去を要求する運動は、一層の広がりを示すことであろう。

２号炉訴訟
第３４回公判の報告

（前号の続報）

前号で報告したように、原告住民側と被告国側との間で激しい応酬が交わされたが、それが一区切りついた後、ようやく、住民側の「弁論更新」に移り、以下のような発言が、１時間近く続けられた。

原告　これから弁論更新しようというのに３時半まで、というのは納得できない。

裁判長　被告は、どうしてもというのか？

原告　許せない。

裁判長　４時までという約束だったから。

被告　４時までというのをお受けします。

矢野　以前に伊方原発で、当時の野中所長と話し合った際、「絶対安全とは云えない」とのことだった。私たちは、原発は安全でないと思って１９年間斗ってきたが、すべてがだめになり、弁護士さんなしでも裁判をやろうと決心した。私たちは、教養のない働き人だから寛大にお願いしたい。私たちは、伊方から原発がなくなるまで斗う決心をしている。

広野　原子力三原則に照らせば、安全審査が違法なことは明らかだと思う。私たちは、裁判所を信頼しているのだから、十分に審理してほしい。

西園寺　私らの地方では、昔から、裁判をやると家がつぶれる、と云われてきている。それで、争いごとも、ほとんど話し合いで処理してきた。ところが原発の問題では、私たち住民のことを考えてくれているはずの町や市も、そして県も、さらには国も、すべてが全く意見を聞いてくれなかった。これでは裁判しかない、という思いで訴えを持ち出していることを理解してほしい。

斉間　この裁判は、他の裁判と比較できないと思う。それは、スリーマイル島でもチェルノブイリでも明らかになったように、ただの一度の失敗で、全人類が恐怖におののく、というようなことは、他の場合にはないことだから。今日、ここに来るのに、つれ合いと来たが、途中で、家に残してきた子供のことについて、「どちらか家に残った方がよかったのではないか」と話し合った。原発に対するこうした不安を理解してもらえるだろうか。

これまで国側は、「原発の問題はむつかしいから、国や専門家にまかせておけ」と云ってきたが、それが民主的と云えるのだろうか。自分たちの命を、一介の科学者や国にまかせるわけにはいかないのだ。

原発は、私たちが納得できるまでは作るべきではない。そのために、たとえ建設が遅れても、人類が滅亡することはないのだから。

いったん大事故が伊方で起これば、松山もダメになるし、裁判長らも大いに関係があると思う。だから、けっして原発の恐ろしさから逃げないでほしい。

また、これまでの裁判とは違って、事故が起こった後での補償、ということでは間に合わないということを考えてほしい。そういう